参考資料８

平成 31 年４月 22 日
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

介護医療院について

１　介護医療院とは

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設。

※経過措置の期限(H35 年度末)までに、介護療養病床は介護医療院等への転換が見込まれる。

２　転換の動向

(1) 全国

①介護医療院の施設数・療養床数　　平成30年12月31日現在

	施設数	療養床数
Ⅰ型（　　重篤者等　　：医師48対1）	68	4,672
Ⅱ型（比較的安定した者：医師100対１）	43	2,742
Ⅰ型及びⅡ型混合	2	※　—
合計	113	7,414

※療養床数は上記のⅠ型、Ⅱ型に計上されており、再掲として示されていない

②転換元の施設数と病床数

	施設数※	病床数
介護療養病床（病院）	66	4,551
介護療養病床（診療所）	4	70
介護療養型老人保健施設	27	1,722
医療療養病床（病院）	30	1,039
医療療養病床（診療所）	3	28
介護療養型医療施設・医療療養病床以外の病床	1	3
新設	1	1
合計	132	7,414

※複数施設が統合し転換する場合等があり、介護医療院の施設数とは合計数が一致しない

資料元：厚生労働省老健局老人保健課（平成３０年２月１日公表資料）

出典：厚生労働省老健局資料

(2) 本県

平成 31 年４月１日現在、開設なし。昨年秋ごろから、31 年度中(秋～年度末)開設に向けた相談が増加。

介護医療院開設に向けた協議状況（平成31年３月31日現在）　　単位：施設/床

	開設許可申請	事前協議	電話相談等	計
介護療養病床（病院）	0	3/342	8/669	11/1011
介護療養病床（診療所）	0	0	0	0/0
介護療養型老人保健施設	0	0	2/140	2/140
医療療養病床（病院）	0	1/12	2/102	3/114
医療療養病床（診療所）	0	0	0	0/0
介護療養型医療施設・医療療養病床以外の病床	0	0	1/46	1/46
新設	0	0	1/120	1/120
合計	0/0	4/354	14/1077	18/1431

※県所管１２、新潟市内４の病院・診療所が介護医療院への転換を検討している。
（複数の病床が転換する場合があるため、合計数と相談数は一致しない）

３　転換支援

● 「介護療養病床」（介護療養型医療施設）から転換する場合

地域医療介護総合確保基金（国２／３　県１／３）

（千円）

整備区分		補助単価（床）	特豪加算	補助単位（転換する病床数）		H31年度予算額
				施設数	病床数	
施設整備	改修	964	―	8	688	663,232
			0.08	2	140	145,756
	改築	2,390	0.08	1	60	154,872
	創設	1,930	―	0	0	0
	計	―	―	11	888	963,860

整備区分	補助単価（床）	特豪加算	補助単位（転換する病床数）		H31年度予算額
			施設数	病床数	
開設支援（備品整備等）	200	―	12	1,128	225,600

● 「医療療養病床」から転換する場合

病床転換助成事業（国１０／２７　医療保険者１２／２７　県５／２７）

（千円）

整備区分	補助単価（床）	補助単位（転換する病床数）		H31年度予算額
		施設数	病床数	
改修	500	3	114	57,000
改築	1,200	―	―	―
創設	1,000	―	―	―

（参考）

主な基準等について（他施設との比較）

		病院	介護保険施設		
		介護療養病床 （介護療養型医療施設）	**介護医療院**		介護老人保健施設
			Ⅰ型	**Ⅱ型**	
概要		医学的管理の下における医療、介護等を提供する施設	**要介護高齢者の長期療養・生活施設** **重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等**	**左記と比べて、容体は比較的安定した者**	要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設
設置根拠		医療法（医療提供施設）			
職員配置	医師	48 対 1 （施設で３名以上）	**48 対 1 （施設で３名以上）**	**100 対 1 （施設で１名以上）**	100 対 1 （施設で１名以上）
	看護職員	６対１ （うち看護師２割以上）	**６対１ （うち看護師２割以上）**	**６対１**	看護・介護合わせて ３対１ (看護職員を2/7程度を標準)
	介護職員	６対１～４対１ （療養機能強化型では ５対１～４対１）	**５対１～４対１**	**６対１～４対１**	
面積		6.4 ㎡以上	**8.0 ㎡以上** ・大規模改修まで 6.4 ㎡以上で可。 ・多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境を整備。		8.0 ㎡以上※２
備考		経過措置の期限 平成 35 年度末	―	―	―